

# I 申請概要

## 1 申請者

基礎的電気通信役務支援機関 社団法人電気通信事業者協会(会長 田中 孝司)  
(以下「支援機関」という。)

## 2 申請年月日

平成 24 年 9 月 21 日 (金)

## 3 概要

支援機関が

- (1) 電気通信事業法（以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定に基づき、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）に対する交付金の額及び交付方法の認可
- (2) 法第 110 条第 2 項の規定に基づき、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可を受けようとするもの。

## Ⅱ ユニバーサルサービス制度の概要

### 1 ユニバーサルサービスとは

国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービス（法第7条、電気通信事業法施行規則第14条）

#### (1) 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話

加入者回線アクセス（基本料）

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線について、長期増分費用モデルで算出した回線費用と「全国平均費用＋標準偏差の2倍」の差額】

※加入電話に相当する光IP電話については、補填対象額の算定の対象外

#### (2) 第一種公衆電話

戸外における最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置される公衆電話

【「原価－収益」の収支差額】

#### (3) 緊急通報（警察110番、海上保安庁118番、消防119番）

- ・ 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話から発信されるもの

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報繋ぎこみ回線に係る原価】

※加入電話に相当する光IP電話については、補填対象額の算定の対象外

- ・ 第一種公衆電話から発信されるもの

【「原価－収益」の収支差額】

### 2 申請に関する項目

#### (1) 負担金

##### ① 負担金の額

ア 負担金に関連する費用

##### (i) 補填対象額

- ・ NTT東日本及びNTT西日本（以下「NTT東西」という。）の加入者回線アクセス、第一種公衆電話、緊急通報について、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第1項等で定められた方法により算定された額。

##### (ii) 支援業務費

- ・ 支援機関が負担金の徴収、交付金の交付等のために要する費用。

#### イ 番号単価

- ・ 補填対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、負担事業者の予測算定対象電気通信番号の総数で除し、端数処理（整数未満四捨五入）を行い、月当たりの額（＝合算番号単価）を算出。その上で、合算番号単価をNTT東西各々の補填対象額の割合で案分して得られた額。

#### ウ 負担事業者

- ・ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

#### エ 負担金の額

- ・ 番号単価に毎月の各負担事業者の稼働電気通信番号数を乗じて算出した額等。

#### ② 徴収方法

- ・ 支援機関が、負担事業者から負担金を徴収する方法（負担事業者から支援機関に対する納付手段（銀行振込）、納付期限等）。

### (2) 交付金

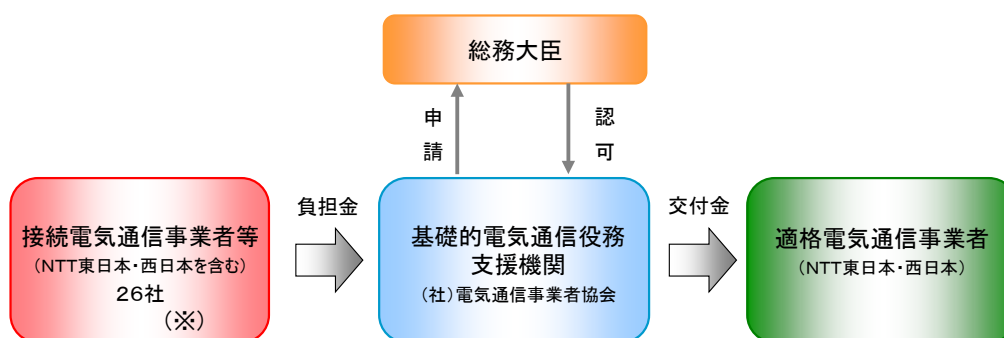
#### ① 交付金の額

- ・ 補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除して得られた額。

#### ② 交付方法

- ・ 支援機関が、適格電気通信事業者に交付金を交付する方法（交付手段（銀行振込）、交付期限等）。

### 【参考】 本制度における交付金・負担金の流れ



(※平成24年7月1日現在)

### Ⅲ 負担金の額及び徴収方法

#### 1 負担金の額

##### (1) 補填対象額

|                       | NTT東日本 ※        | NTT西日本          | NTT東西合計         |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 加入電話に係る加入者回線<br>(基本料) | 2,346,121,668 円 | 1,157,163,796 円 | 3,503,285,464 円 |
| 加入電話に係る緊急通報           | 17,955,488 円    | 22,376,616 円    | 40,332,104 円    |
| 第一種公衆電話に係るもの          | 1,954,922,342 円 | 1,864,687,246 円 | 3,819,609,588 円 |
| 合 計                   | 4,318,999,498 円 | 3,044,227,658 円 | 7,363,227,156 円 |

※ 東日本大震災による災害特別損失等のうち基礎的電気通信役務に係る費用の一部を算入した原価を用いて算定している。

このため、算定規則第3条に基づく特別の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

##### (2) 支援業務費

###### ① 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費等及びユニバーサルサービス制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンター委託等に係る周知費用を合計した当年度費用額から、前年度の次期繰越収支差額を減額して算出。

###### ② 算定結果

| 区 分                                      |                     | 金 額          |
|------------------------------------------|---------------------|--------------|
| (7) 支援機関の<br>運営費用                        | (a) 人件費             | 25,154,000 円 |
|                                          | (b) 物件費等            | 10,038,000 円 |
|                                          | (c) 小計              | 35,192,000 円 |
| (4) 周知費用                                 | (a) 新聞広告・パンフレット作成費等 | 35,015,000 円 |
|                                          | (b) コールセンター委託費      | 9,920,000 円  |
|                                          | (c) 小計              | 44,935,000 円 |
| (ウ) 当年度費用額 (= (7) の (c) と (4) の (c) の合計) |                     | 80,127,000 円 |

| 区 分 | 金 額 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| (a) 当年度費用額          | 80,127,000 円 |
| (b) 前年度の次期繰越収支差額    | 11,650,464 円 |
| (c) 支援業務費〔=(a)－(b)〕 | 68,476,536 円 |

(3) 番号単価

$$\begin{aligned}
 & \text{①合算番号単価} = \frac{(\text{NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額} + \text{支援業務費} - \text{予測前年度過不足額})}{\text{平成25年の予測算定対象電気通信番号の総数}} \\
 & = \frac{(7,363,227,156 \text{ 円} + 68,476,536 \text{ 円} + 159,193,313 \text{ 円})}{2,613,080,498 \text{ 番号}} \\
 & = 2.904961026\cdots \text{ 円} \\
 & \Rightarrow \text{3円 (整数未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{②NTT東日本に係る番号単価} = \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補填対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額}} \\
 & = 3 \text{ 円} \times \frac{4,318,999,498 \text{ 円}}{7,363,227,156 \text{ 円}} \\
 & = 1.7596901765\cdots \text{ 円} \\
 & \Rightarrow 1.75969018 \text{ 円 (小数点以下8位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{③NTT西日本に係る番号単価} = \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補填対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額}} \\
 & = 3 \text{ 円} \times \frac{3,044,227,658 \text{ 円}}{7,363,227,156 \text{ 円}} \\
 & = 1.2403098234\cdots \text{ 円} \\
 & \Rightarrow 1.24030982 \text{ 円 (小数点以下8位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

※ 上記番号単価は、平成 25 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成 25 年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(4) 負担事業者

前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

| 事業者名 (26 社、五十音順) |                         |    |                       |
|------------------|-------------------------|----|-----------------------|
| 1                | アイテック阪急阪神 (株)           | 15 | (株) ケイ・オブティコム         |
| 2                | イー・アクセス (株)             | 16 | ソフトバンクテレコム (株)        |
| 3                | (株) ウィルコム               | 17 | ソフトバンク BB (株)         |
| 4                | (株) STNet               | 18 | ソフトバンクモバイル (株)        |
| 5                | (株) エヌ・ティ・ティ エムイー       | 19 | 中部テレコミュニケーション (株)     |
| 6                | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株) | 20 | (株) テクノロジーネットワークス     |
| 7                | (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ        | 21 | 東北インテリジェント通信 (株)      |
| 8                | (株) NTPC コミュニケーションズ     | 22 | 西日本電信電話 (株)           |
| 9                | (株) NTT ぷらら             | 23 | 東日本電信電話 (株)           |
| 10               | (株) エネルギア・コミュニケーションズ    | 24 | フュージョン・コミュニケーションズ (株) |
| 11               | 沖縄セルラー電話 (株)            | 25 | ベライゾンジャパン合同会社         |
| 12               | 九州通信ネットワーク (株)          | 26 | (株) UCOM              |
| 13               | KDDI (株)                |    |                       |
| 14               | KVH (株)                 |    |                       |

(5) 各接続電気通信事業者等の負担金の額

① NTT東日本に係るもの

**接続電気通信事業者等の負担金の額 = (a) + (b) + (c)**

(a) 当該接続電気通信事業者等の平成 25 年 1 月（予定）末～最終算定月の前月（平成 25 年 11 月予定）の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= NTT東日本に係る番号単価（**1. 75969018 円/月・番号**）

× 当該接続電気通信事業者等の各月末（平成 25 年 1 月（予定）末～最終算定月の前月（平成 25 年 11 月予定）の月末）の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 1. 75969018 円は、平成 25 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成 25 年 7 月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月（平成 25 年 12 月予定）の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= { (a) - (b) - (c) - (d) - (e) } × ①

NTT東日本の補填対象額+案分した支援業務費

**4,318,999,498 + 68,476,536 × 4,318,999,498 ÷ 7,363,227,156**

..(a)

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月（平成 25 年 11 月予定）までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

..(b)

最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT東日本の最終算定月の前月（平成 25 年 11 月予定）までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

..(c)

「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

..(d)

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

NTT東日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT東日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

..(e)

各事業者の最終算  
定月の番号数の割  
合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電  
気通信番号の数

÷ 最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら  
交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号  
の数を含む)

…①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊤ - ㊦

前年度の最終算  
定月の番号単価  
に同月の番号数を  
乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成24年12月予定)の番  
号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成24年12月予  
定)の算定対象電気通信番号の数

…㊤

前年度の認可に  
係る負担金の額を  
満たすために必  
要な額

6,462,135,001 + 55,869,375 × 6,462,135,001 ÷ 11,106,321,510

— 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成24年11月  
予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る  
負担金額の累計額

— NTT東日本の前年度の最終算定月の前月(平成24年11月予定)までの  
算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

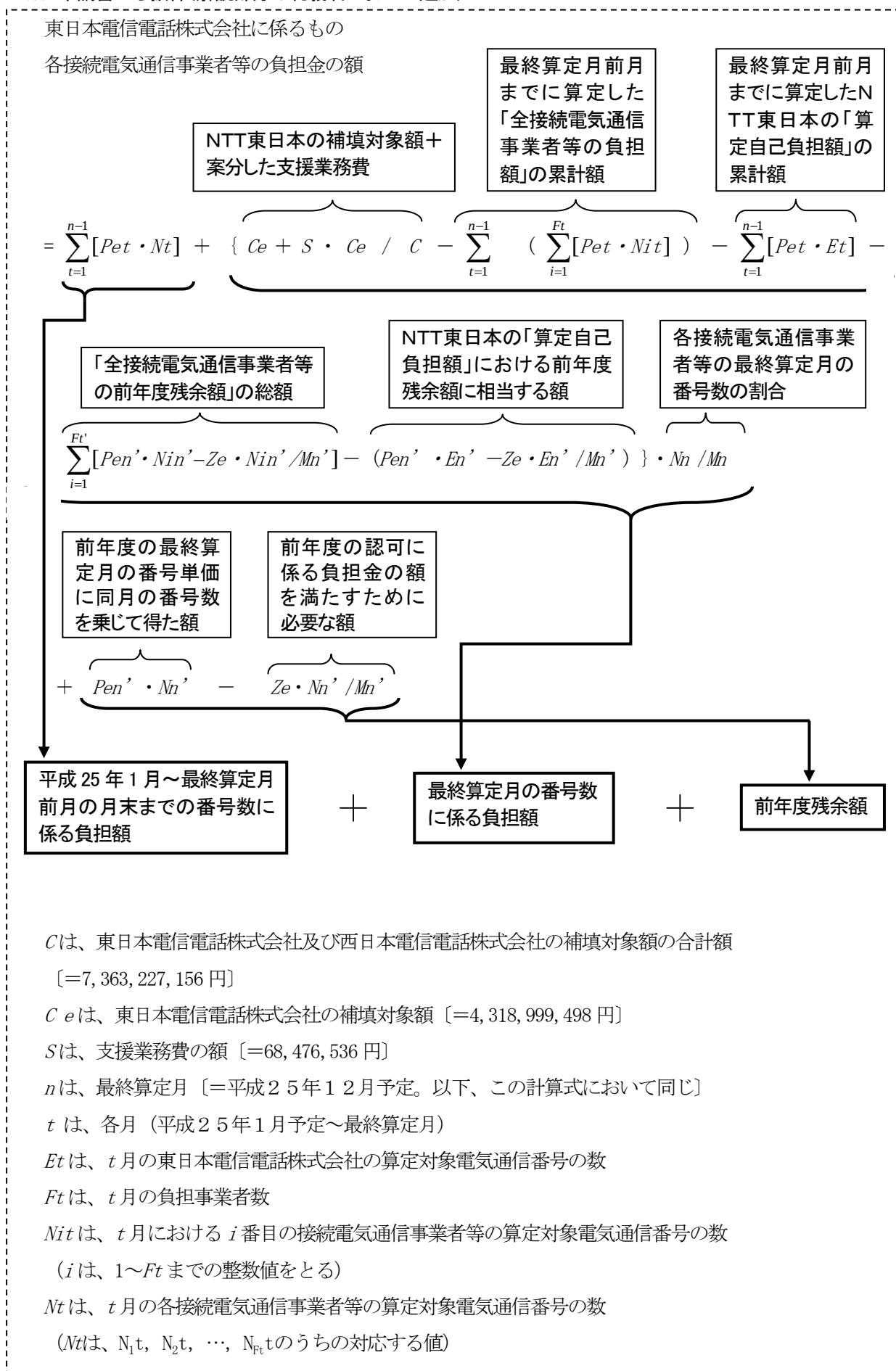
× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成24年12月予  
定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月(平成24年12月予定)の算定対象電気通信番号の  
総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気  
通信番号の数を含む)

…㊦



※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



$N_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $N_n$  は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ ,  $\dots$ ,  $N_{Ftn}$  のうちの対応する値）

$M_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet$  は、 $t$  月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 25 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 25 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.75969018 円／月・番号〕

$n'$  は、前年度の最終算定月〔＝平成 24 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$  は、前年度の各月（平成 24 年 1 月～前年度の最終算定月）

$Et'$  は、 $t'$  月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$  は、1～ $Ft'$  までの整数値をとる）

$Nin'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$  は、1～ $Ft'$  までの整数値をとる）

$Mn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $Nn'$  は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ ,  $\dots$ ,  $N_{Ftn'}$  のうちの対応する値）

$Mn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet'$  は、 $t'$  月の番号単価〔平成 24 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2.90921481 円／月・番号、平成 24 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.73278160 円／月・番号〕

$Pen'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Ze$  は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補填対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額〔＝11,106,321,510 円〕

$Ce'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社の補填対象額〔＝6,462,135,001 円〕

$S'$  は、前年度の支援業務費の額〔＝55,869,375 円〕

## ② NTT西日本に係るもの

**接続電気通信事業者等の負担金の額＝(a)＋(b)＋(c)**

- (a) 当該接続電気通信事業者等の平成 25 年 1 月（予定）末～最終算定月の前月（平成 25 年 11 月予定）の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額  
 ＝ NTT西日本に係る番号単価（1.24030982 円/月・番号）  
 × 当該接続電気通信事業者等の各月末（平成 25 年 1 月（予定）末～最終算定月の前月（平成 25 年 11 月予定）の月末）の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 1.24030982 円は、平成 25 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成 25 年 7 月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

- (b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月（平成 25 年 1 月予定）の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額  
 ＝ {a}－{b}－{c}－{d}－{e} × {f}

NTT西日本の補填対象額＋案分した支援業務費

3,044,227,658 ＋ 68,476,536 × 3,044,227,658 ÷ 7,363,227,156

…{a}

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月（平成 25 年 11 月予定）までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額

…{b}

最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT西日本の最終算定月の前月（平成 25 年 11 月予定）までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

…{c}

「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

…{d}

NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

NTT西日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT西日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

…{e}

各事業者の最終算  
定月の番号数の割  
合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電  
気通信番号の数

÷ 最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら  
交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号  
の数を含む)

…①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊤ - ㊦

前年度の最終算  
定月の番号単価  
に同月の番号数を  
乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成24年12月予定)の番  
号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成24年12月予  
定)の算定対象電気通信番号の数

…㊤

前年度の認可に  
係る負担金の額を  
満たすために必  
要な額

4,644,186,509 + 55,869,375 × 4,644,186,509 ÷ 11,106,321,510

— 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成24年11月  
予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る  
負担金額の累計額

— NTT西日本の前年度の最終算定月の前月(平成24年11月予定)までの  
算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

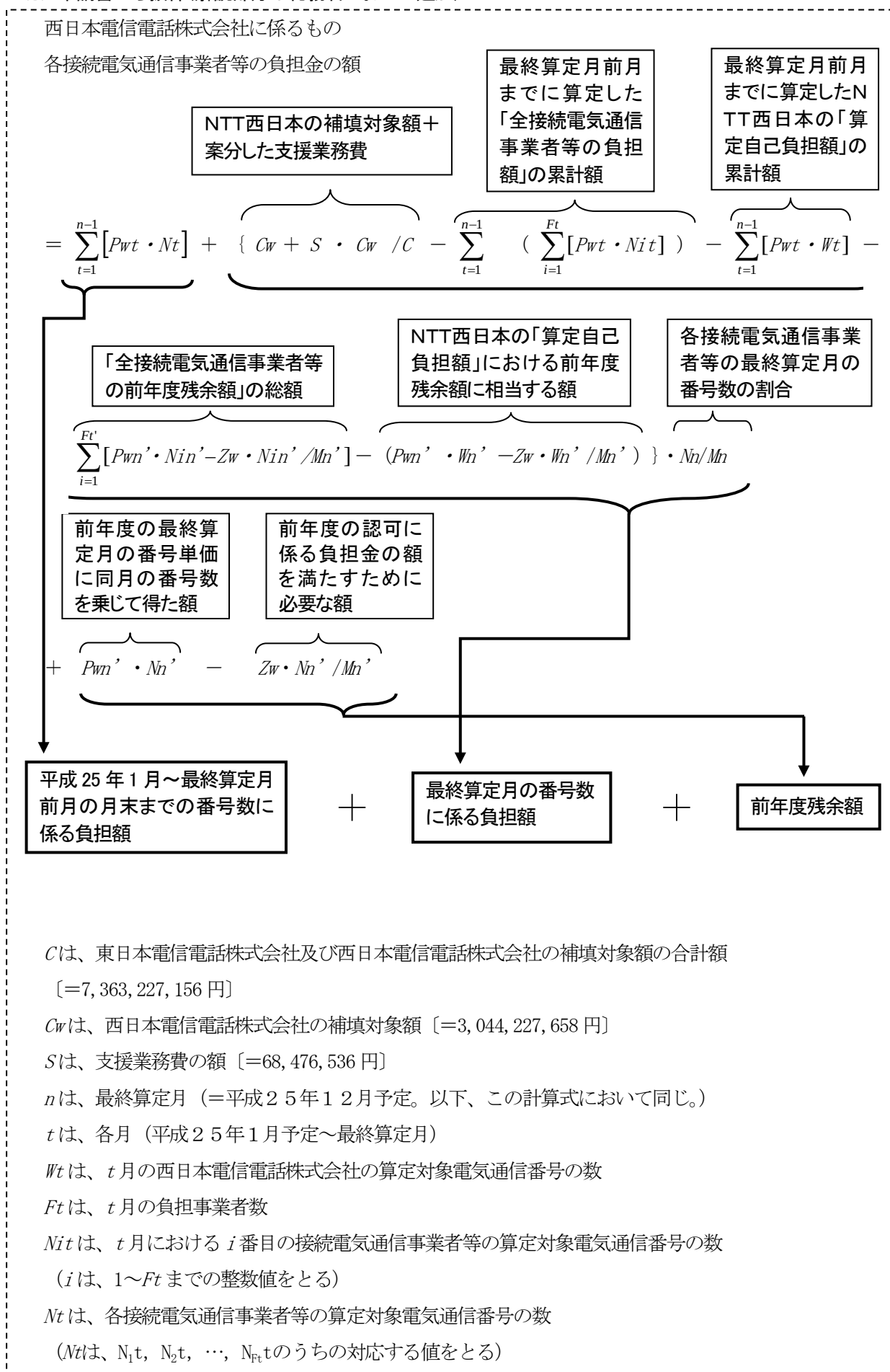
× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成24年12月予  
定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月(平成24年12月予定)の算定対象電気通信番号の  
総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通

信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…㊦

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



$N_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $N_n$  は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ ,  $\dots$ ,  $N_{Ftn}$  のうちの対応する値）

$M_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pwt$  は、 $t$  月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 25 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 25 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.24030982 円／月・番号〕

$n'$  は、前年度の最終算定月〔＝平成 24 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$  は、前年度の各月（平成 24 年 1 月～前年度の最終算定月）

$Wt'$  は、 $t'$  月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Wn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる）

$Nin'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる）

$Nn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $Nn'$  は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ ,  $\dots$ ,  $N_{Ftn'}$  のうちの対応する値）

$Mn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pwt'$  は、 $t'$  月の番号単価〔平成 24 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2.09078519 円／月・番号、平成 24 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.26721840 円／月・番号〕

$Pwn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Zw$  は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補填対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額〔＝11,106,321,510 円〕

$Cw'$  は、前年度の西日本電信電話株式会社の補填対象額〔＝4,644,186,509 円〕

$S'$  は、前年度の支援業務費の額〔＝55,869,375 円〕

### ③ その他算出に係る留意点

- (a) 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3％）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。  
【算定規則第5条第2項第1号】
- (b) 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3％）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。  
【算定規則第5条第2項第2号】
- (c) 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。  
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。
- (d) 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成 24 年 12 月）から変更となる場合、tにおいて「平成 25 年 1 月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

## 2 徴収方法

### (1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行う。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負う。

### (2) 負担金の額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、基礎的電気通信役務支援機関は以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金の額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

### (3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

### (4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

### (5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。



## IV 交付金の額及び交付方法

### 1 交付金の額

(1) NTT東日本に対する交付金の額

$$= 4,318,999,498 \text{ 円 (NTT東日本の補填対象額)}$$

$$- \text{NTT東日本の算定自己負担額}$$

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

東日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$\begin{aligned}
 & \begin{array}{|c|} \hline \text{最終算定月前月までの算定自己負担額} \\ \hline \end{array} \\
 & \begin{array}{|c|} \hline \text{NTT東日本の補填対象額+案分した支援業務費} \\ \hline \end{array} \\
 & \begin{array}{|c|} \hline \text{最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額} \\ \hline \end{array} \\
 & \begin{array}{|c|} \hline \text{最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額} \\ \hline \end{array} \\
 & = C_e - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{et} \cdot E_t] - \{ C_e + S \cdot C_e / C - \sum_{t=1}^{n-1} ( \sum_{i=1}^{F_t} [P_{et} \cdot N_{it}] ) \} - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{et} \cdot E_t] - \\
 & \begin{array}{|c|} \hline \text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額} \\ \hline \end{array} \\
 & \begin{array}{|c|} \hline \text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額} \\ \hline \end{array} \\
 & \begin{array}{|c|} \hline \text{NTT東日本の最終算定月の番号数の割合} \\ \hline \end{array} \\
 & \sum_{i=1}^{F_t'} [P_{en'} \cdot N_{in'} - Z_e \cdot N_{in'} / M_{n'}] - (P_{en'} \cdot E_{n'} - Z_e \cdot E_{n'} / M_{n'}) \cdot E_{n'} / M_{n'} \\
 & \begin{array}{|c|} \hline \text{NTT東日本の最終算定月の算定自己負担額} \\ \hline \end{array} \\
 & \begin{array}{|c|} \hline \text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額} \\ \hline \end{array} \\
 & - (P_{en'} \cdot E_{n'} - Z_e \cdot E_{n'} / M_{n'}) \\
 & \begin{array}{|c|} \hline \text{NTT東日本の補填対象額} \\ \hline \end{array} \quad - \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{NTT東日本の算定自己負担額} \\ \hline \end{array}
 \end{aligned}$$

$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額

[=7,363,227,156 円]

$C_e$ は、東日本電信電話株式会社の補填対象額 [=4,318,999,498 円]

$S$ は、支援業務費の額 [=68,476,536 円]

$n$ は、最終算定月 [=平成25年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t$  は、各月（平成25年1月予定～最終算定月）

$Et$  は、 $t$  月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En$  は、 $n$  月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft$  は、 $t$  月の負担事業者数

$Nit$  は、 $t$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$  は、1～ $Ft$  までの整数値をとる）

$Mn$  は、 $n$  月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet$  は、 $t$  月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成25年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成25年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.75969018 円／月・番号〕

$n'$  は、前年度の最終算定月〔＝平成24年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$  は、前年度の各月（平成24年1月～前年度の最終算定月）

$Et'$  は、 $t'$  月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$  は、1～ $Ft'$  までの整数値をとる）

$Nin'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$  は、1～ $Ft'$  までの整数値をとる）

$Mn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet'$  は、 $t'$  月の番号単価〔平成24年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は2.90921481 円／月・番号、平成24年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.73278160 円／月・番号〕

$Pen'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Ze$  は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補填対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額〔＝11,106,321,510 円〕

$Ce'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社の補填対象額〔＝6,462,135,001 円〕

$S'$  は、前年度の支援業務費の額〔＝55,869,375 円〕

(2) NTT西日本に対する交付金の額

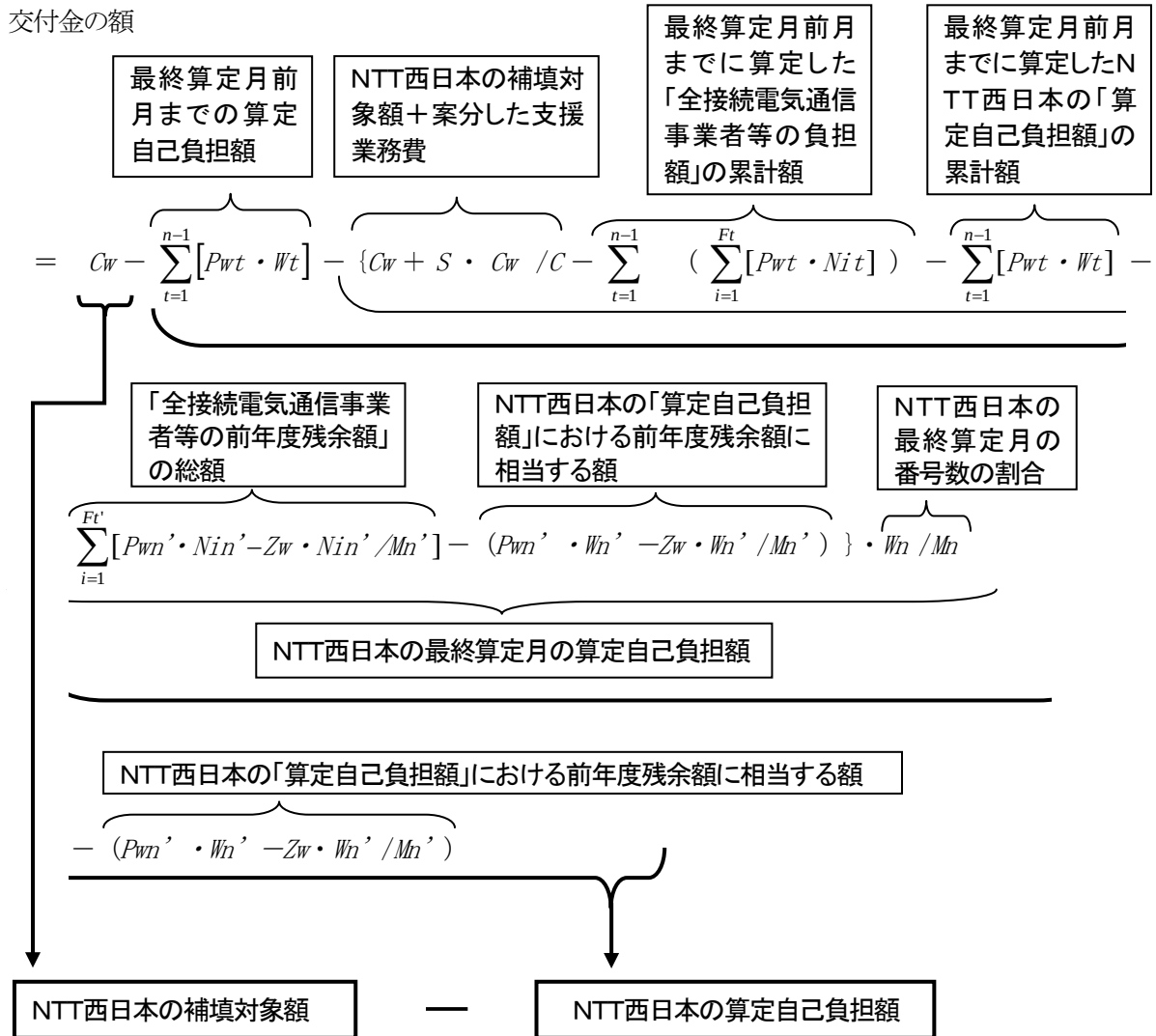
= 3,044,227,658 円 (NTT西日本の補填対象額)

— NTT西日本の算定自己負担額

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額



$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額

[=7,363,227,156 円]

$C_w$ は、西日本電信電話株式会社の補填対象額 [=3,044,227,658 円]

$S$ は、支援業務費の額 [=68,476,536 円]

$n$ は、最終算定月 [=平成25年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t$ は、各月 (平成25年1月予定～最終算定月)

$W_t$ は、 $t$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_n$ は、 $n$ 月 (最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_t$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$Nit$  は、 $t$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft$  までの整数値をとる)

$Mn$  は、 $n$  月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pwt$  は、 $t$  月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 25 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 25 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.24030982 円／月・番号〕

$n'$  は、前年度の最終算定月〔＝平成 24 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$  は、前年度の各月（平成 24 年 1 月～前年度の最終算定月）

$Wt'$  は、 $t'$  月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Mn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Nin'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる）

$Mn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pwt'$  は、 $t'$  月の番号単価〔平成 24 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2.09078519 円／月・番号、平成 24 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.26721840 円／月・番号〕

$Pwn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Zw$  は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補填対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額〔＝11,106,321,510 円〕

$Cw'$  は、前年度の西日本電信電話株式会社の補填対象額〔＝4,644,186,509 円〕

$S'$  は、前年度の支援業務費の額〔＝55,869,375 円〕

(3) その他算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3％）を超える場合の交付金の額は、算定規則第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。  
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。
- ③ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成 24 年 12 月）から変更となる場合、t において「平成 25 年 1 月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

## 2 交付方法

### (1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行う。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負う。

### (2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後（平成26年3月を予定）までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金の額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

### (3) 交付金の交付期限

毎月の交付金の額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

※ 本件認可に係る交付金は平成26年4月までに交付終了予定

### (4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

① 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後（平成26年2月を予定）までの間の交付金の額

$$\begin{array}{l} \text{各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額} \\ \times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援業務費を補填対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

② 最終算定月の3箇月後（平成26年3月を予定）の交付金

$$\begin{array}{l} \text{(負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額} \\ \text{— 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに支援機関が徴収した当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額)} \\ \times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援業務費を補填対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除して交付する。

「①及び②の合計額」 — 「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第 22 条第 1 項各号に規定する事由（会社更生法等による更生計画認可の決定、民事再生法による再生計画認可の決定等）が生じた場合、交付金を減額することができる。

ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第 2 項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続に係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。